

センターからのお知らせ（令和5年3月17日）



会員登録の更新について（重要）



会員登録の更新時期となりました。令和5年4月以降、会員の継続を希望しない方は、3月末日までに退会届を事務局に提出してください。（※口頭で退会の意思表示をされても退会処理はされません。）

※退会届は事務局にあります。会員証のご返却も併せてお願いします。

※どうしても事務所に来所できない場合は、ご連絡ください。

※退会届の提出がない方は、自動的に会員登録が継続されます。



会費納入方法について



令和5年度も前年度と同様に下記のとおり会費の徴収事務を行いますのでお間違いのないようご対応をお願いします。

なお、各事務所で現金納付は一切できませんので、あらかじめご了承ください。

①令和5年4月分配分金（令和5年5月19日振込予定）より会費額2,400円控除させていただきます。

②令和5年4月分配分金がない方（配分金が会費額に満たない方）、派遣で就業している方は5月中旬以降コンビニエンスストア納付書（圧着はがき）を送付させていただきます。コンビニエンスストアで納入をお願いします。



※派遣の賃金からは会費を控除することはできません。コンビニエンスストア納付書により納付（上記②の方法）をお願いします。

就業報告書の送付について

現在センターでは、継続的な仕事についてお客様と更新の手続きを行っています。担当職員より個別に就業の中止等の連絡がない場合は、4月以降同一の仕事について予定をしてください。

今後順次就業確認書（令和5年度分）及び毎月の就業報告書（派遣の場合：勤務実績表）を送付させていただきますのでご確認ください。

ご不明な点がございましたらご連絡ください。

今後のマスク着用について

国の方針により新型コロナウイルス感染対策におけるマスクの着用は、個人の判断に委ねることになりました。

この決定により今後のマスク着用は基本的に個人の判断となりますが、就業するにあたり就業先から感染対策上又は事業上の理由等によりマスクの着用を求められた際は、マスクの着用をお願いします。

なおセンター事務所では会議や打ち合わせ等で話をする際には重症化リスクを避ける観点から基本的にマスクを着用します。

何卒ご理解ご協力をお願いします。

